２０２３年度滋賀大学経済学部

研究生出願資格審査要領

**１．審査申請が必要な者**

研究生出願資格（2）の者

（本学部において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、２０２３年４月１日現在、２２歳に達した者）

**２．申請期限**

|  |  |
| --- | --- |
| 入学時期 | 郵送受付期限《必着》 |
| ４月入学 | ２０２２年　９月２２日（木） |
| １０月入学 | ２０２３年　７月　６日（木） |

**３．申請手続**

申請は郵送による受付とします。持参による申請は認めません。

「２.申請期限」までに「４.申請書類」一式を下記【申請書類等の提出先】まで郵送してください。申請書類について不明な点がある場合は事前にメールで問い合わせてから手続を進めてください。

【申請書類等の提出先】

滋賀大学学務課教務係（〒522-8522 彦根市馬場一丁目１番１号）

電話　0749 (27) 1031

E-Mail　kgakumu@biwako.shiga-u.ac.jp

**４．申請書類**

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書類等 | 摘　　　　　　　　要 |
| １ | 出願資格審査申請書 | 本学所定用紙 |
| ２ | 履歴書 | 本学所定用紙願書提出前３か月以内に撮影した正面上半身脱帽４㎝×３㎝の写真を該当欄に貼付してください。 |
| ３ | 最終学校の卒業証明書 | １通 |
| ４ | 最終学校の学業成績証明書 | １通 |
| ５ | 研究生等の在籍証明書 | 各１通　　該当者のみ |
| ６ | 職歴証明書 | 各１通　　該当者のみ |

**５．審査方法**

申請書類により行います。

**６．審査結果通知**

審査の結果は、メールで通知します。

**７．その他留意事項**

申請書類で本学部が必要と判断した場合は、その他の関係書類の提出を求めることがあります。

**８．個人情報の取り扱いについて**

（１）国立大学法人滋賀大学では、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の不正利用や漏えいを防ぎ、個人情報を適切に取り扱うため、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」及び「国立大学法人滋賀大学個人情報管理規定」に則り、個人情報の適切な保護管理に努めています。

（２）出願にあたってお知らせいただいた氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜、②選考結果通知、③入学手続業務を行うために利用します。また、入学者のみ、①教務関係（学籍管理、修学指導等）、②学生支援関係、③授業料徴収に関する業務を行うために利用します。

（３）個人情報の取り扱いに関する詳細は、以下のホームページをご覧ください。

　　　　国立大学法人滋賀大学の個人情報の取り扱いに関するホームページ

<https://www.shiga-u.ac.jp/information/info_public-info/info_personalinfo/>

２０２３年度滋賀大学

経済学部研究生出願資格審査申請書

 年 月 日

滋賀大学経済学部長 殿

ふりがな

氏 名 （男・女）

 （生年月日） （ 年 月 日生）

私は、滋賀大学経済学部研究生出願資格審査［研究生出願資格（２）］を受けたいので、必要書類を添えて申請いたします。

必要書類

１．履歴書 １通

２．最終学校の卒業証明書 １通

３．最終学校の学業成績証明書 １通

４．研究生等の在籍証明書 各１通 該当者のみ提出

５．職歴証明書 各１通 該当者のみ提出

|  |  |
| --- | --- |
| 研究テーマ |  |
| 出願資格を有すると考える理由 |  |
| 現 住 所 | 〒 電話 （ ） |
| 連 絡 先 | 〒 電話 （ ） |
| 連　絡　先(メールアドレス) |  |

注）記載のメールアドレス宛に結果を通知します。

履　　　　歴　　　　書

　　　　　　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 写 真 貼 付４㎝×３㎝ | フリガナ氏　　名 |  | 男 ・ 女 |
|  |
| 生年月日 | 　　　　　　年　　　月　　　日生　　（　　　才） |
| 本 籍 地又は国籍 | 都 ・ 道 ・ 府 ・ 県　 |
| 現 住 所 | 〒 | 電話番号E-Mail |
|  |
| 勤務先名所 在 地 |  | 電話番号 |
| 〒 |
| 学　歴（学位名も記入） | 年・月 ～ 年・月 | 事　　　　　　　　　　　　　　項 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 職　　　歴 |  |  |
|  |  |
|  |  |
| 賞　罰 |  |  |
|  |  |